

基発第0401020号
平成15年4月1日

都道府県労働局長 殿

厚生労働省労働基準局長
(公印省略)

労働基準法施行規則等の一部改正について

「民間事業者による信書の送達に関する法律」（平成14年法律第99号。以下「信書便法」という。）が施行されることに伴い、労働基準法施行規則（昭和22年厚生省令第23号）等の厚生労働省関係省令の整備等を行うことを内容とする「労働基準法施行規則等の一部を改正する省令」（平成15年厚生労働省令第56号。以下「整備省令」という。）が本年3月27日に公布されたところである。

信書便法の概要及び整備省令による改正の内容は下記のとおりであり、本日より施行することとしているので了知の上、その取扱いに遺憾なきを期されたい。

記

1 信書便法の概要

民間事業者による信書の送達の事業への参入が可能とされ、日本郵政公社が行う信書の送達業務は「郵便」と、民間事業者が行う信書の送達業務は「信書便」と整理されたこと。

2 改正の内容

労働基準法施行規則第32条第1項中「又は郵便」の下に「若しくは信書便」を加えるとともに、鉄道郵便制度は既に廃止され鉄道郵便乗務員は存在しないことから、同項中「鉄道郵便乗務員」を削除したこと。